

令和6年度 定例監査等の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	総務局	1～3
2	地域政策局	3
3	商工労働局	4
4	土木建築局	5～6
5	病院事業局	6

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
6	県立呉高等技術専門校	商工労働局	7
7	東部農林水産事務所	農林水産局	7～8
8	西部建設事務所	土木建築局	8

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
9	一般財団法人広島県環境保全公社	環境県民局	9
10	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	健康福祉局	9
11	ひろしま遊学の森管理グループ	農林水産局	10

2 教育委員会

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	県立大竹高等学校	11
2	県立熊野高等学校	11
3	県立広島商業高等学校	12
4	県立河内高等学校	13
5	県立西条特別支援学校	13～14
6	県立忠海高等学校	14
7	県立神辺旭高等学校	15
8	県立西城紫水高等学校	16

【知事】

1 総務局（監査年月日：令和6年8月7日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、（ア）及び（イ）のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）	
契約名	県庁中庭植栽基盤改良その他工事（令和5年度）
（ア）契約の履行に関する保証を付させていなかった。	
根拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第3
措置の内容（令和7年度報告分）	
【原因】 工事の実施に当たり、建設工事執行規則に基づき、契約手続を進めたが、同規則第10条第1項の契約の履行に関する保証を付させなければならないところ、広島県契約規則第4条第1項を参照し、保証を付さなくともよいものと認識を誤っていた。	
【措置内容】 令和6年度に同様に中庭の整備等を実施した際は、課内で作成したチェックシートを活用しながら、建設工事執行規則第10条第1項に基づく契約の履行に証する保証を付させた。 引き続き、チェックシートによりチェックを行うなど、適切かつ着実に事務処理を進めていく。	

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、（ア）及び（イ）のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）	
契約名	県庁中庭植栽基盤改良その他工事（令和5年度）
（イ）請負代金内訳書、現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。	
根拠	建設工事執行規則第14条第1項、第20条第1項
措置の内容（令和7年度報告分）	
【原因】 建設工事執行規則第14条第1項の請負代金内訳書の提出、第20条第1項の現場代理人及び主任技術者等の通知の提出を求めることを失念していた。	
【措置内容】 令和6年度に同様に中庭の整備等を実施した際は、課内で作成したチェックシートを活用しながら、建設工事執行規則第14条第1項及び第20条第1項に基づき、事業者に対し関係書類の提出を求め、適切に提出がなされている。 引き続き、チェックシートによりチェックを行うなど、適切かつ着実に事務処理を進めていく。	

令和6年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事執行規則第62条による適用除外に該当しない規模の工事であるにもかかわらず、小規模修繕執行要綱を適用して工事を施工していたことから、工事に関して管理・監督が適切に行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

契約名	正面入口雨水管補修に伴う土工事（令和5年度） 正面入口雨水管補修に伴う残土等処分工事（令和5年度） 正面入口雨水管補修に伴う既設管撤去工事（令和5年度） 正面入口雨水管補修工事（令和5年度） 正面入口雨水管補修に伴う舗装工事（令和5年度） 旧第一駐車場雨水管取付に伴う解体及び土工事（令和5年度） 旧第一駐車場雨水管取付工事（令和5年度）
根拠	建設工事執行規則第62条 小規模修繕執行要綱第1条

措置の内容（令和7年度報告分）

【原因】

雨水管の損傷に伴う路面陥没の可能性という安全に関わる事案の発生により、緊急性が高いこと、掘削しなければ工事範囲等を確定できないことを理由に、小規模修繕執行要綱に基づき発注し、断続的な工事発注となった。

【措置内容】

庁舎管理に関する工事が、適正な手法で施工されるよう、建設工事執行規則及び小規模修繕執行要綱等関係規程の内容について、関係職員に対して、改めて周知徹底を図った。

また、適正な手法が選択されているか確認できるよう、小規模修繕申請書に、チェック欄を追加するなど、事務処理の改善を図った。

地方機関を含む関係職員への周知を図るため、今後、マニュアル等の整備を検討する。

令和6年度 監査結果（改善を求める事項）

【工事請負契約における事務処理について】

指摘事項イに掲げる工事請負契約において、次のとおり改善を求める事項があった。（財産管理課）

ア 一連の雨水管に係る補修及び新設の工事で、工種ごとに100万円未満に分割し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、すべて同じ業者と一者による随意契約を行っていた。工事請負契約の発注に当たっては、原則として競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性、透明性及び効率性の確保に努める必要がある。

措置の内容（令和7年度報告分）

【措置内容】

工事請負契約の発注が適切な方法で行われるよう、建設工事執行規則及び小規模修繕執行要綱等に定められた事務手続について、関係職員に対して、周知徹底を図った。

令和6年度 監査結果（改善を求める事項）

【工事請負契約における事務処理について】

指摘事項イに掲げる工事請負契約において、次のとおり改善を求める事項があった。（財産管理課）

イ 指名競争入札及び随意契約による工事の発注に当たっては、工事の種類に応じた業種について入札参加資格の認定を受けている建設業者を選定しなければならないが、雨水管に係る工事であるにも関わらず、管工事の資格認定を受けていない建設業者を選定し、発注していた。この結果、受注者から別の業者に対して下請契約が行われていた。

適正な施工を確保するため、契約の相手方は、適切な資格を有する建設業者の中から選定する必要がある。

措置の内容（令和7年度報告分）

【措置内容】

指名競争入札及び随意契約による工事の発注に当たっては、工事内容等を確認し、原則として工種に応じた業種の資格を有する業者を建設工事入札参加資格者名簿から選定するとともに、選定業種及び選定結果を小規模修繕申請書に記載することとした。

2 地域政策局（監査年月日：令和6年8月21日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）

【普通財産貸付料の徴収について】

次の普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（市町行財政課）

貸付財産	貸付内容	貸付期間	令和5年度 徴収期限	納入通知日	貸付料
土地（大仙地区）	電柱敷地（本柱23本）	令和6年2月1日～ 令和7年3月31日	令和6年 1月31日	令和6年 2月5日	4,640円
根 拠	不動産貸付要領第5第3項				

措置の内容（令和7年度報告分）

【原因】

担当者の収入手続時期の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に当該指摘事項を周知するとともに、収入手続に係るスケジュール等をまとめた簡易マニュアルを作成し、文書処理簿への記入を徹底することにより、適正な業務の進捗管理を行った。

3 商工労働局（監査年月日：令和6年7月22日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 行政財産の使用料の徴収について】 次の行政財産の使用料の徴収について、歳入科目を使用料として徴収すべきところ、誤って雑収として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）</p>	
使用許可財産	ひろしま産学共同研究拠点（土地・建物）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条 広島県予算規則第3条
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【原因】 令和5年度に光熱水費の歳入科目に係る指摘を受けた際、ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例に基づく収入については「使用料」、行政財産の目的外使用許可に基づく収入については「雑収」とすべきと、指摘内容を誤って理解していたため。</p> <p>【措置内容】 所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手續に関し、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表に今回の指摘事項を追記するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。</p>	

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ 重要物品の管理について】 次の重要物品の不用決定に当たり、物品管理職員から提出された承認申請に基づいて、承認伺いを契約・調達管理課に合議又は協議を行う必要があるが、合議等を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（職業能力開発課）</p>	
物 品	ボール盤 ほかに3点
根 拠	広島県物品管理規則第27条第2項 広島県決裁規程第8条第2項
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【原因】 広島県物品管理規則に基づく重要物品の不用決定についての知事の承認は、広島県決裁規程別表第三で契約・調達管理課長の専決事項とされているところ、承認伺いの合議を行っていなかった。 広島県決裁規程別表第二に掲げる課長専決事項 27「予定価格2千万円未満の物品の取得及び処分（収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の購入、売払い及び会計管理部長が別に指定する借入れの契約に関する事務を除く。）」に該当する案件と誤認していた。</p> <p>【措置内容】 契約・調達管理課長に承認伺いの合議が漏れていたことを説明し、過年度分（3点）については協議書提出により追認を受け、当該年度分（1点）については起案文書への押印による追認を受けた。</p> <p>（再発防止策） 広島県決裁規程の解釈を誤ったまま手続を進めたことが原因であるため、根拠規定や当該事務の流れについて、事務引継書へ記載追加し、後任者に確実に引き継ぐこととした。 定例的でない事務の場合は、手続の流れを担当者だけでなくグループ内の複数職員で確認することを徹底することとした。</p>	

4 土木建築局（監査年月日：令和6年8月28日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
【ア 借受財産の管理について】	
次の財産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（道路河川管理課）	
財 産	土地 196.95 m ² （防災行政無線絵下山中継局）
	土地 47.25 m ² （防災行政無線大鬼山中継局）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条
措置の内容（令和7年度報告分）	
【原因】	
平成6年4月1日、防災行政無線絵下山中継局を県民生活部消防防災課から河川課が引き継いだ際に台帳整理を行うべきであったが、借受台帳への記載を行っていなかった。	
また、平成17年4月1日、防災行政無線大鬼山中継局を環境生活部通信管理室から河川管理室が引き継いだ際に台帳整理を行うべきであったが、借受台帳への記載を行っていなかった。	
いずれの場合も、台帳整理についてのチェックを引継元の所属と十分に行えていなかったため。	
【措置内容】	
財産管理課に確認した上で、2件とも令和6年9月4日に借受財産台帳（土地）への登録を行った。	
当面、他の局の財産を引き継ぐ予定はないが、財産管理に関する基礎知識を持ち合わせていない職員がいることを前提として、十分なチェックが行えるよう、所属内で情報の共有を図った。	

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
【イ 工事請負契約における事務処理について】	
工事請負契約において、（ア）及び（イ）のとおり、不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。	
（ア）契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事となったが、県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていなかった。（河川課）	
契 約 名	広島県水防テレメータ機器更新工事（令和4・5年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第9条第1項第2号
措置の内容（令和7年度報告分）	
【原因】	
契約変更に伴い建設リサイクル法の手続（事前通知）が必要であったが、一般監督員（担当者）が提出を失念し、主任監督員（GL）及び総括監督員（参事）も未提出を確認できていなかった。	
【措置内容】	
設計書の執行伺の際に、監督ラインで手続の要否が確認できるよう、設計書審査時に使用する「予算執行等に係るチェックリスト」に新たに項目を設けて担当者・GL・参事が確認を行う。	

令和6年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約において、(ア) 及び (イ) のとおり、不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(イ) 契約の履行に関する保証を付させていなかった。(港湾振興課、港湾漁港整備課)

契 約 名	国際拠点港湾 広島港宇品地区クルーズターミナル(仮称)建設事業 (令和4・5年度)
根 拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第3

措置の内容（令和7年度報告分）

【原因】

工事担当課と契約事務担当課の役割分担を含めた連携不足と、組織的なチェックが不十分であったこと。

【措置内容】

本件は、設計・施工一括発注方式による特殊なものであるが、優先交渉権者からの提案に基づく仕様書の確定に当たっては、契約保証に関する取扱いについても、工事担当課職員が制度主管課（建設産業課及び技術企画課）に確認の上、整理することとし、契約事務担当課職員も当該整理状況を確認の上、起案を行うよう、各課担当の役割を明確にすることとした。

当該運用方針を、令和6年度監査結果と併せて本事業の一件資料として保管し、将来同様の発注方式を採択した際のミス防止を図ることとした。

5 病院事業局（監査年月日：令和6年7月17日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	県立広島病院吸収式冷凍機伝熱管交換工事(RA-1・2) (令和5年度) 県立広島病院中央棟手術室系統チラー(RR-3)及び2～4階24H系統チラー(RR-8) 予防保全工事 (令和5年度)
根 拠	建設工事執行規則 第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3

措置の内容（令和7年度報告分）

【原因】

工事請負契約の締結時に、建設工事執行規則に基づき契約の保証を付させるべきところを、広島県契約規則を参照し、免除が可能であると誤認していたため。

【措置内容】

監査委員からの指摘後に、本事案を課内で共有し、注意喚起を行った。

また、工事請負契約締結時に参照するチェックリストを作成し、担当者の知識・経験といった属人的な事情に左右されないチェック体制を構築することで再発防止を図り、規則に適合した事務の執行に努めている。

なお、当該指摘後に締結した工事請負契約（県立広島病院HEPAフィルター取換工事）においては、契約保証金を納付させている。

6 県立呉高等技術専門学校（監査年月日：令和6年6月4日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約における事務処理において、請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契 約 名	呉高等技術専門学校デジタル技術科映像配信・ネットワーク配線工事（令和5年度）
根 拠	建設工事執行規則第14条第1項
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【原因】 工事発注機会が少なく、工事に関する基本的な事務処理の認識不足に加え、専門的な知識が十分ではなかった。 過去の事例を参考に事務処理していたが、直近の事例以降に、提出が必要な書類として請負代金内訳書が追加されていることに気付かず、また、建設工事執行規則の確認も十分ではなかった。</p> <p>【措置内容】 建設工事執行規則や建設工事請負契約及び建設工事請負契約約款を確認し、これらの関係法令等の理解と遵守について周知・徹底を図り、組織的なチェック体制の強化を図った。</p>	

7 東部農林水産事務所（監査年月日：令和6年11月5日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【行政財産使用料の徴収について】 次の行政財産使用料の徴収について、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）</p>					
使用許可財産	許可内容	使用許可期間	徴収期限	納入通知日	使用料（年額）
中央森林公園その3	携帯電話基地局設置敷	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	令和6年 3月31日	令和6年 4月1日	13,860 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条				
措置の内容（令和7年度報告分）					
<p>【原因】 収入手続時期の認識不足と根拠法令等の確認が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、同様の事案がないか確認し、課全体に今回の指摘事項を周知徹底するとともに、決裁ルートで相互チェックできるように財産管理課（R7.4.1）のチェックリストを使用し、課全体でのチェック体制を強化した。 また、年1回、年度替わりに行う事務のため、根拠法令等の改正の確認や事務処理のスケジュールをまとめ、引継書で確実に「係内」引継を行うこととした。</p>					

令和6年度 監査結果（改善を求める事項）

【文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

根 拠	広島県文書等管理規程第 20 条
-----	------------------

措置の内容（令和7年度報告分）

【措置内容】

行政文書の紛失や処理遅延の防止、保存管理を適切に実施するためにも、起案文書は原則として文書管理システムにより作成し、電子決裁により決裁を受けるなど、広島県文書等管理規則・規程の遵守について周知徹底し、文書管理システムを使用して電子決裁を実施している。

8 西部建設事務所（監査年月日：令和6年11月6日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）

【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】

次の工事請負契約は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事であるが、県知事（建築主事を置く市町村は市町村长）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所呉支所）

契 約 名	一般県道 大崎下島循環線 道路災害防除工事（橋梁補修）（令和3・4・5年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 9 条第 1 項第 2 号

措置の内容（令和7年度報告分）

【原因】

設計書作成時においてチェックシートにより対象工事であることを確認していたが、契約後、一般監督員が通知の起案を失念しており、また主任及び総括監督員も未通知であることを確認できていなかった。

【措置内容】

引き続き既存のチェックシートでの確認を行うとともに、契約後、受注者から提出された現場代理人等指名届の回覧時に確認欄を追加し、一般監督員による当該通知の起案実施についてチェック体制を強化した。さらに、定期的な課内会議等により監督員への周知を行うとともに、本庁が主催する法令遵守等の研修への参加を促し、意識向上に努めた。

9 一般財団法人広島県環境保全公社（監査年月日：令和6年12月23日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）
<p>【負担金に係る請求について】 箕島地区廃棄物埋立処理事業の共同事業に係る負担金の請求に当たって、負担金の算出に誤りがあり、請求金額が過少となっているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
措置の内容（令和7年度報告分）
<p>【原因】 担当者の請求金額を算出する過程における転記誤りにより、請求金額が過少となった。また、所属内の相互チェックが不十分であつたため、事務誤りに気が付かなかつた。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知し、相互チェックの徹底を図つた。 また、今回の過少請求について、相手方の共同事業者に状況を説明の上、差額金の請求を行い、支払を受けた。</p>

10 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（監査年月日：令和7年1月9日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【補助金の会計処理について】 県から受け入れた補助金について、指定正味財産から一般正味財産に振り替えているが、当該振替額が、この補助金を資金として取得した什器備品の減価償却費の計上額と一致していなかつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">根</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">拠</td> <td>公益法人会計基準注解（注13）</td> </tr> </table>	根	拠	公益法人会計基準注解（注13）
根	拠	公益法人会計基準注解（注13）	
措置の内容（令和7年度報告分）			
<p>【原因】 指定正味財産から一般正味財産の振り替え時の計算方法と減価償却費の計算方法が異なつていたことから、計上額に不一致が生じた。 振り替え時の計算方法：取得価格を耐用年数で除算 減価償却費の計算方法：取得価格から残存簿価1円を控除し、耐用年数で除算</p> <p>【措置内容】 減価償却費に合わせるため、過年度の差額について令和6年度の決算時に差額を修正済み。 令和7年度以降は、一般正味財産の振替額と減価償却費を一致させる。</p>			

11 ひろしま遊学の森管理グループ（監査年月日：令和7年3月4日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）
<p>【管理業務に係る事務処理について】</p> <p>「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の管理に関する基本協定」に定められた管理業務である「飲食提供業務」において、収支等に係る報告が行われていないなど協定と異なる取扱いが見受けられた。協定と実際の事務処理が整合するよう、協定の見直しも含め、所管課と協議する必要がある。</p>
措置の内容（令和7年度報告分）
<p>【原因】</p> <p>レストハウス経営は、昭和55年の開園当初から直接利益還元業務として地元の協会が受託していたが、採算の悪化を理由に平成17年度をもって撤退した。</p> <p>平成18年度からは、緑化センターの指定管理者であるみずえ緑地株式会社がレストハウス経営も担うこととなったが、その際、双方合意のもと、飲食提供業務を自主事業として位置づけた上で、「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園業務仕様書」において「食事の提供に要する経費は利用料金で賄うこと」とした。</p> <p>その後、双方が自主事業としての認識のまま、実質的には飲食提供業務を指定管理業務のひとつとして課す仕様内容となっていたため、今回の監査の指摘となった。</p>
<p>【措置内容】</p> <p>① 基本協定書の一部変更</p> <p>飲食の提供が自主事業として実施されている現状を踏まえ、飲食提供業務の記述を自主事業とするよう、双方協議の上、基本協定等の内容を改めた。（令和7年3月17日付で「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の管理に関する基本協定書の一部変更に係る協定書」を締結）</p> <p>② 管理運営状況報告書等への記載</p> <p>令和7年2月提出の「令和7年度実施計画書」において、飲食提供業務は自主事業とし、収入支出計画を記載した。</p> <p>令和7年4月提出の「令和6年度業務実績報告書」において、飲食提供業務は自主事業とし、収入支出内訳を記載した。</p>

【教育委員会】

1 県立大竹高等学校（監査年月日：令和6年8月19日）

令和6年度 監査結果（改善を求める事項）	
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していた。設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定する必要がある。</p>	
契 約 名	法面除草等業務（令和5年度）
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【措置内容】 広島県の施設管理業務等の積算基準を確認し、当該基準ののっとり設計金額の積算を実施することとした。 事務室内で委託業務全般の事務処理について情報共有と再確認を行い、担当者・副担当者・事務長による3段階の確認体制を構築した。この体制によりチェック機能を強化するとともに、設計金額の積算を含む事務処理全般の正確性向上を図った。</p>	

2 県立熊野高等学校（監査年月日：令和6年11月15日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）				
<p>【行政財産使用料の徴収について】 行政財産使用料の徴収について、令和6年度分の収入手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>				
使用許可財産	許可内容	許可開始日	許可終了日	使用料 (年額)
土地（広島県立熊野高等学校）	本柱2本 支線1条	令和2年4月1日	令和12年3月31日	4,500円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			
措置の内容（令和7年度報告分）				
<p>【原因】 担当者が収入手続を行うことを失念していた。 また、組織としても収入手続が行われていないことを確認していなかった。</p>				
<p>【措置内容】 収入手続が未了のものについて、速やかに納入通知書を発行し、債務者からの納付を確認した。 事務室員が行う業務を日ごとに一覧とした業務管理表が令和6年度は機能していなかったことから、当該管理表を再活用して相互チェックを行うこととした。 内部統制通信をはじめとする業務に係る情報を共有し、他所属で発生した事案を参考にして当校で同様の事案を発生させないよう取組を進めた。</p>				

3 県立広島商業高等学校（監査年月日：令和6年6月11日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【通勤手当の認定について】 通勤手当の認定において、通勤方法の変更等による通勤届が提出されたにもかかわらず、届出にかかる事実の確認及び通勤手当の額の改定を行っておらず、また、交通機関の運賃改正があったにもかかわらず、額の改定を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	職員の通勤手当に関する規則 第4条 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第2
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【原因】 担当者が提出された通勤届の処理を失念し、通勤方法の確認や金額改定の事務処理について進捗管理が不十分であった。また、運賃改正についても同様に、事務処理の進捗管理が不十分であった。</p> <p>【措置内容】 他にも同様に未処理となっている事案がないか再確認するとともに、当該案件については、通勤方法等の状況を確認の上、通勤届に基づいた形で認定し、正当な金額で支給するよう改めた。 また、再発防止策として、通勤届等の書類を担当者が受領した際は、所属内で進捗管理ができるよう、ミーティング等の機会を通じて情報共有するとともに、複数で相互チェックを行うことで適正な業務ができるよう組織的に改善した。</p>	

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【工事請負契約における事務処理について】 次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契 約 名	広島県立広島商業高等学校 防球ネット新設工事（セミナーハウス北側） （令和4年度）
根 拠	建設業法 第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【原因】 令和4年12月15日付で受注者より提出された現場代理人及び主任技術者等指名届において、施工形態が一部下請施工と記載があることを見落としていた。</p> <p>【措置内容】 受注者に書類の提出状況を確認し、不足していた資料を改めて提出させた。再発防止策として、必要な工事関係書類について通知文を作成し、発注者と受注者双方が提出の必要性を認識できるよう改めるとともに、主管課が作成している資料を所属内で再度共有して理解の徹底を図り、組織的なチェック体制を強化した。</p>	

4 県立河内高等学校（監査年月日：令和6年8月19日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約の事務処理について、前回監査時（令和元年5月執行）に同様の指摘（河内高等学校の消火器の種類及び数量の特記仕様書の誤記載）を行ったにもかかわらず、特記仕様書の感知器の種類及び数量が消防用設備等点検結果報告書と相違していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">契 約 名</td> <td>県立学校消防用設備保守点検業務（呉・東広島地区）</td> </tr> </table>		契 約 名	県立学校消防用設備保守点検業務（呉・東広島地区）
契 約 名	県立学校消防用設備保守点検業務（呉・東広島地区）		
措置の内容（令和7年度報告分）			
<p>【原因】 現在の保守点検業務（R5～R7）については、特記仕様書の見直しを行い、前回（R2～R4）と感知器の種類及び数量を一部変更したが、受注者は前回も同業務を受注しており、契約内容に変更がないと思いつみ、これまでと同じ種類及び数量で報告書を提出してきた。 本校も担当者の変更による引継ぎが不十分で、契約内容に変更がないと思いつんでいたため、数量の相違に気付かず、誤りを指摘することができなかった。 （前は学校作成の特記仕様書に誤りがあり、今回は受注者作成の報告書に誤りがあった。）</p> <p>【措置内容】 今後は、担当者が変わっても誤りがあった場合にすぐに気付くことができるよう、特記仕様書と報告書の突合すべき項目等をチェックシート方式で作成し、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>			

5 県立西条特別支援学校（監査年月日：令和6年8月19日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）			
<p>【ア 通勤手当の認定について】 通勤届に係る通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた日を、移転の完了した日の翌日としていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">根 拠</td> <td>通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第3</td> </tr> </table>		根 拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第3
根 拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第3		
措置の内容（令和7年度報告分）			
<p>【原因】 通勤手当認定要領に基づく通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた日の取扱いについて認識が不十分だった。</p> <p>【措置内容】 事実が生じた日に誤りがあつたものについては、速やかに職員本人へ説明を行い、訂正させた。 今後は、住居を移転した場合における通勤の認定では、移転日に通勤の事実があつた場合を除き、移転が完了した日の翌日を事実が生じた日として取り扱うよう、認定要領に基づく処理を周知徹底した。</p>			

令和6年度 監査結果（指摘事項）

【イ 住居手当の認定について】

家賃を支払っていないため住居手当の支給対象者としての要件を具備していない職員からの住居届を受領し、家賃の支払が開始される予定日を事実発生日として、その事実を確認しないまま認定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根	拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条、第6条 住居手当認定要領（広島県教育委員会）第2、第3
---	---	---

措置の内容（令和7年度報告分）

【原因】

住居手当認定要領に基づく住居手当の支給要件の具備について、いずれも満たした日を届出の理由が生じた日とするという認識が不十分だった。

【措置内容】

認定事務に誤りがあつたものについては、速やかに職員本人へ説明を行い、家賃を支払っていることが確認できる書類を提出させた。また、住居届に関しては、本人に事実発生日及び届出の理由が生じた日を訂正させ、事務担当者が受理日を訂正し「備考」に今回の指摘事項内容を記録として残すこととした。

今後は、職員から住居届を受領する際、認定事務開始前に、添付書類の契約書や家賃支払が確認できる書類等の内容を確認し、支給要件をすべて具備しているかどうかを確認・判断した上で、認定要領に基づく処理を周知徹底した。

6 県立忠海高等学校（監査年月日：令和7年3月4日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）

【通勤手当の支給について】

通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

支給不足額	1名 2,100円（令和6年7月～令和6年11月）	
根	拠	職員の通勤手当に関する規則 第4条

措置の内容（令和7年度報告分）

【原因】

有料道路利用に係る認定額の算出方法について、担当者の認識不足により誤った認定をしていた。

【措置内容】

監査後速やかに対象職員に対し追給処理を行った。また、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

7 県立神辺旭高等学校（監査年月日：令和6年11月15日）

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【ア 通勤手当の認定について】 通勤届に係る通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた日を、移転の完了した日の翌日としていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第3
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【原因】 起案者が認定要領の解釈を誤っていた。また、確認者も誤りに気付かなかつたため。</p> <p>【措置内容】 通勤手当認定要領等の正しい解釈について事務室内で共有し、認定の際には3名以上で確認をすることとした。</p>	

令和6年度 監査結果（指摘事項）	
<p>【イ 住居手当の認定について】 住居届に係る届出の事実が生じた日については、住居手当の支給対象者としての要件すべてを具備した日としなければならないが、当初家賃を値引きにより負担していない期間中に入居した場合において、その入居日を、要件すべてを具備し事実が生じた日として認定しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条、第6条 住居手当認定要領（広島県教育委員会）第2、第3
措置の内容（令和7年度報告分）	
<p>【原因】 起案者が認定要領の解釈を誤っていた。また、確認者も誤りに気付かなかつたため。</p> <p>【措置内容】 住居手当認定要領等の正しい解釈について事務室内で共有し、認定の際には3名以上で確認をすることとした。</p>	

8 県立西城紫水高等学校（監査年月日：令和6年8月19日）

令和6年度 監査結果（改善を求める事項）			
<p>【工事請負契約に係る事務処理について】 工事請負契約において、大気汚染防止法に基づく石綿（アスベスト）飛散防止に係る事前調査の要否を明らかにしないまま、参考見積書の徴取や入札を実施した。工事の発注にあたっては、施工方法や建材等の確認により事前調査等の要否を明らかにした上で、適正な設計金額を算定するとともに、明確な仕様の下で入札事務を行うよう努める必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">契 約 名</td> <td>広島県立西城紫水高等学校屋内運動場LED更新工事（令和5年度）</td> </tr> </table>		契 約 名	広島県立西城紫水高等学校屋内運動場LED更新工事（令和5年度）
契 約 名	広島県立西城紫水高等学校屋内運動場LED更新工事（令和5年度）		
措置の内容（令和7年度報告分）			
<p>【措置内容】 工事発注時には、アスベスト等の事前調査の要否を発議起案で明確化し、仕様書に必ず記載するとともに、業者への説明も徹底することとした。 また、全事務職員が、施設課作成のマニュアル「建設工事の適正な執行について」を再度確認するなど、職員の知識向上と再発防止を図る取組を実施した。 これらの措置により、積算・入札事務の適正化と同様事案の再発防止に努めた。</p>			